



# 連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局  
Tel 090-4825-7174 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>  
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第 298 号

(創刊 1988.12.14)

2014.07.06.

## 用地強制収用 県知事へ、あつせん申請

6月24日、連協加盟団体に属する比留間哲生はじめ10名の地権者が土地収用法(以下収用法)第15条の2に基づき県知事にあつせん(収用法では、「あつせん」を使う)申請書を提出した。この法律に「事業用地の取得に関して事業者と地権者間に合意が成立しない時にこの紛争の解決をあつせん委員会に申請することができる」と定められている。

本年3月6日、事業者は突如南線に対して収用法を適用する旨発表し、3月17日に説明会を開催して事業認定手続きに入ったが、これは環境問題に関する話し合いの継続中にだまし討ち的に行った信義則違反であり、また地権者との用地売買交渉が一切ない中で突然土地の強制収用を通告するのは、財産権を保障した憲法29条に対する違反行為である。

さらに収用法の適用は、用地取得率(国交省の定義：土地所有者、関係人数全体に対する契約済みの土地所有者、関係人数の割合)が80%に達した時が適時、との国交省の通達を無視してわずか44%の段階で地権者約1,000人に対して収用法を適用するという前代未聞の暴挙を行った。しかもこれが一般に知れば地権者だけでなく国民から厳しく批判されるのは間違いなく、それを恐れて44%は一切表に出さず、存在しない面積ベースの用地取得率なるものを作り、これが80%に達したから収用法を適用した、と記者発表や説明会資料に記したのである。

正しい用地取得率44%をひた隠しにする一方で土地ベースの取得率という存在しないものを捏造し、これが80%に達したから収用法を適用したと宣伝するのは、地権者だけでなく国民を愚弄し欺く極めて悪質なやり方である。このような形で土地収用がなされてよいのか、あつせん委員会での厳正公正な審議を求めて申請したのである。

6月24日の申請書提出後の記者会見でも、今回の事業者の異常なやりかたについて関心が高く多くの質問があり、神奈川新聞、日経、朝日デジタル(論座)が取り上げて記事にした。

尚、当日事務担当者が「事業に反対の人たちのあつせん申請は委員会に付託しない」かのような発言があり、これには納得できず、決定者である知事に対して事務的でなく県民の立場からの見識ある判断をされるよう6月30日付で申入書を提出した。(法都計部)



記者会見(右から高村、比留間、永田、大橋の各氏)

(神奈川新聞 24面より一部引用) H.26.06.25.

### 横浜環状南線で知事に 沿線地権者があつせん申請

国交省などは1月末時点で事業用地の約80%(面積ベース)を取得済みとしているが、申請者は「地権者の数の割合での用地取得率は半数にも満たない44%。

この段階での収用法適用は暴挙であり、国交省通達に違反している。財産権を保障した憲法29条違反でもある」などと主張。国交相に事業認可しないよう求めている。

注記:神奈川新聞1面の南線関係記事では事業者の誤魔化しの用地取得率80%を使用しているが、24面では申請者の主張である44%を取り入れている。

## 39 回全国公害被害者総行動デー報告

6月4日(水)、日比谷公園で開催されたデモ行進と国交省交渉に2年ぶりに参加しました。夏の日差しの中、横断幕を掲げて官庁街をデモ行進しました。今年も全国の公害被害者原告団の中でもバスを3台仕立てて大勢で参加した福島原発訴訟原告団の方々の、「生業を返せ、地域を返せ！」のブルーの幟が一際目立っていました。事故から3年以上経っても帰還の目途の立たない地域の人々にとって、つい最近なされた環境相の「金目発言」は決して許せないことでしょう。

午後2時から国交省の若手官僚10名程と行われた交渉は、事前に道路全国連から渡してあった質問に答える形で通り一遍の回答がなされただけで、その場で参加者から突っ込んだ質問がされても答えようとしませんでした。

東京外環道の方からは、大深度トンネルの影響による地盤変容が地表に出てくるまでには何年もかかるので、工事終了後も調査を10年以上継続するよう要求がなされましたが、基本的には1年との回答を繰り返しました。このことは、殆どがトンネルになる環状南線沿線の住民にとって看過できない重大な発言です。



霞が関でデモ行進

(前から大橋、高村、白井、比留間、藤原の各氏)

今年初めて山梨県北杜市から中部横断道路の計画反対派の方が6名参加しました。この道路は上信越道の佐久と中央道の長坂とを結ぶ計画で八ヶ岳の南麓の森林地帯を通ります。しかし清里、野辺山を通過して並行して走る国道141号線の交通量は少なく、無駄なお金を使い自然破壊を招いてまで高速道路を通す必要性はありません。

環状南線では比留間会長が、「事業認定手続きの根拠として土地(面積)取得率80%を回答であげたことに対し、国交省の土地取得率定義は地権者割合となっており、その数値は

44%と半数にも達していない。土地面積割合で強制収用を進めることは住民を騙すことだ。」と厳重に追及しましたが、時間が来たと交渉を打ち切られました。2040年には全国で523もの市町村が消滅すると雑誌記事になる程今後急速に人口減少が進む中でも、道路の交通量だけは増え続けると考えている国交省の若手官僚にはがっかりしました。

その後場所を日比谷公会堂に移し、満員盛況のうち総決起集会が行われました。公害の各地報告が行われ集会アピールを採択し、来年は記念すべき第40回であることを確認して散会しました。(ネオポリス 大橋)

## 対外活動報告

- 06/04 全国公害被害者総行動デー  
(霞ヶ関デモ行進、国交省交渉、総決起集会に7名参加)
- 06/06 事業3者との質問会議  
(於：朝日平和台会館)
- 06/13~14日  
事業者による公田地区掘割試験工事等に関する工事説明会(於：桂台小体育館、両日とも100名余が参加)
- 06/19 湘南桂台あつせん説明会(1名)
- 06/20 公害調停被申請人より回答書受領
- 06/20 スーパー堤防訴訟傍聴(東京高裁)
- 06/24 神奈川県知事に対して、土地収用法適用に対するあつせん申請書の提出及び記者会見(4名)
- 06/30 神奈川県知事に対してあつせん申請書提出に関し、担当事務局の取り扱いについて見解の説明を求める申入書提出
- 07/04 江戸川スーパー堤防強制収用実施に対する抗議集会参加(1名)

## 訂正記事

前号ニュース297号の図で「現在は、この段階です」の矢印位置が間違えておりました。下図の如く訂正します。

